



## 民衆の力を結集して貧困をなくす、 リビングウエッジ運動

大木 寿

### なぜ、全労連は調査団を派遣したのか

アメリカも日本も新自由主義にもとづく政策で貧困化が拡大した。アメリカは先進国の中で貧困率が一番高い。1999年度ユニセフ年次報告では相対的貧困率(平均所得の半分以下の世帯)がアメリカは22.4%、日本は12.2%である。

アメリカは80年代、レーガン政権によって連邦最低賃金引き上げが凍結され、貧困層が増え、大きな社会問題となった。90年代に入り、労働者・市民・宗教家・学生などの各団体が貧困な労働者をなくすために、地域組織をつくってリビングウエッジ(生活保障賃金)運動を起し、自治体に関わる民間労働者などの生活賃金条例を次々と制定させ、連邦と州の最低賃金の引き上げにも貢献をした。

この運動は、ここ数年日本に紹介され、注目された。研究の第一人者であるルース助教授の講演と論文は日本の労働運動にとって示唆に富む内容であった。特に、「生活賃金——公正な経済の構築」(R・ポーリン&S・ルース共著1998年)で生活保障賃金運動を「公正な経済の構築」へのステップと位置づけている意義は重要だと思った。

日本でも90年代の後半以降、急増したパートなど非正規や自治体委託の労働者の賃金は最低賃金近くまで切り下げられている。その最低賃金は生活保護基準を大幅に下回り、生活できない水準である。最低賃金の引き上げは凍結状態に近く、日本の労働運動はこの現状を大きく変

えることができないでいる。

全労連は2001年、「21世紀初頭の目標と展望」で全国一律最低賃金制を軸に健康で文化的な国民生活の最低保障の確立を改めて提起した。「最低賃金、パート、公契約」の運動が重視され、前進をしてきており、今後どのような運動を構築して、要求を実現していくのかが問われているときであった。そのために、全労連は昨年12月にリビングウエッジ調査団を派遣し、生活保障賃金運動の実態と到達点の概要を調査した。全労連は「中間調査報告」を今年1月に発表した。私なりの報告をしたい。

### 一、生活保障賃金運動の実態と成果

#### 1. 条例制定と最低賃金の引き上げ

生活保障賃金運動は、自治体の業務に携わる民間企業、自治体の助成を受けている企業、大学、NPOで働く労働者の「限定的な最低賃金」の条例化をめざしている。1994年のメリーランド州ボルティモア市の条例制定運動が大きな影響を与え、全米に広がった。条例制定は議会決議が大半で一部に住民投票もある。条例を厳格に実施するために、ロスアンゼルス市は担当課を設置し、モニタリングをしているがこのような例はまだ少ない。

2002年末現在で101の市・郡で条例制定をし、122の自治体や大学などで運動が取り組まれている。2001年は19市、7郡、1大学、1学校区、1道路公社で過去最高の成果を上げた。2002年は景気後退、自治体の財政危機、前年9月のテ

## 国際・国内動向

ロ事件による保守化傾向という条件下でも、10市、5郡、1港湾、1大学で前年に次ぐ成果を上げた。

問題は条例制定の対象となる労働者が少ないことである。生活保障賃金運動の基本的な考え方は、「できるだけ多くの労働者の最低賃金を引き上げること」にあるとしている。そのために、労働組合とともに最低賃金引き上げ運動を行い、クリントン政権の1996～97年に連邦最低賃金を4.25ドルから5.15ドルに引き上げさせたが、その後はブッシュ政権により凍結された。また、州最低賃金の引き上げ運動を行い、10州で実現した。

アメリカは、労働者の30%が貧困ライン以下にある。特に、黒人、中南米系、女性に多い。アメリカは多くの労働者が時給で支払われているが、連邦最低賃金は5.15ドル（為替レート換算で590円）で製造業労働者の平均賃金の28%、貧困ラインの60%であり、生活は到底できない。リビングウェッジの要求額は4人世帯の貧困ライン以上となっており、その理由は省くがはじめは異論と反発もあったが、いまでは広く受け入れられている。また、アメリカには医療保険制度がないために民間の健康保険料の要求もしている。

4人世帯の貧困ラインは年額約18000ドル（同約200万円）で時給換算では8.5ドル（同980円）である。単身世帯の貧困ラインはその半額である。ところが、40年前に設定された貧困ラインは食糧費の割合が高いままで、今日の実態にあわなくなっており、生活はできない。学者・研究者は現在の1.5～2倍にする必要があると指摘している。世論調査でも90%の人が「4人世帯では少なくとも25000ドル必要」、80%の人が「連邦最低賃金の引き上げに賛成」としている。

生活保障賃金、最低賃金引き上げ額は、日本と比べ高い水準を獲得している。条例のほとんどが貧困ライン8.5ドル（保険あり）を超え、保険無しの場合は10ドルを超えている。最高がカ

リフォルニア州フェアファクス市の保険あり13.0ドル、保険無し14.75ドルで貧困ラインの1.7倍、連邦最低賃金の2.9倍である。州の最低賃金は10州で30%程度引き上げられ、最高は40%増の7.15ドルである。

## 2. 労働組合と諸団体の連合の構築

生活保障賃金運動は自主的な組織で一様ではないが、貧困に関わる諸問題に取り組み、生活保障賃金運動を中核にして、労働組合の賃上げ、「合理化」闘争や組織化の支援を進め、成果をあげている。戦争反対の運動も熱心である。

労働組合は運動に大きく貢献している。ロスアンゼルスNPO設立時の専従は労働組合が配置したように、不安定雇用労働者を組織化対象にする組合は積極的であり、本工中心主義の強い組合は無関心であったり、背後で反対に動く場合もあると報告された。

ナショナルセンターの対応はどうであったのか。アメリカの組織率（2001年）は13.5%、民間は9%と減少し続けている。1995年に選出されたAFL・CIOの指導部は、「本格的な組織化に取り組む」、「組合員だけでなく、非組合員も含めた労働者の賃上げを実現する」、「そのために、労働運動を転換し、労働運動が活気溢れる社会運動の支柱としてコミュニティの諸組織と連携していくべき」と公約し、支部と地方労働評議会に生活保障賃金運動への積極的な支援を呼びかけた。すでに、多くの組織は運動に関わっていたが労働組合としての「明確な目標」を持って、運動を進めたのである。

ルース助教授は「生活賃金運動が一部の地域で未組織労働者の組織化につながり、また既存の賃上げにつながったことは事実だが、これが生活賃金運動の最も大きな成果であるとは思わない。この運動の一番の成果は、労働運動に対する間接的な貢献、つまり連合の構築という点にある」と指摘している。

## 二、成功の要因と将来の方向

### 1. 民衆の力を結集した組織づくりと多数派戦略

訪米中、「貧困をなくすことは社会的正義」という言葉を繰り返し見聞きした。藤本武著「アメリカの貧困史」(1996年)に詳述されているが、アメリカには貧困と人種差別との歴史的な闘いがあり、地域にその土壌がある。貧困者が増大する中で、地域の団体がそれぞれ貧困問題に取り組んできた。

私見だが、運動が成功した要因の第一は、この土壌に根ざして「税金で働く貧困者をつくるな」を共通スローガンにし、民衆の力を結集するNPOなどの地域組織をつくりあげたことにある。

第二は、運動の多数派戦略と綿密な計画にある。その重点は「調査し、教育し、組織化する」ことにあり、運動を通しての労働者への教育活動が主要な柱となっている。条例化の年限を決め、運動の綿密な計画を立て実行している。運動がつぶされないように、地域と議会の状況をみて、運動を表面化している。運動の流れは、①市民・宗教者・労働者などの団体との懇談と交流、②関係組織の人の紹介と参加要請、署名、行動への参加、③運動の影響についての事前調査、各労組の組織化戦略の調査、④オルグのための教材作成とオルグ養成、⑤運動の表面化と行動、⑥議員工作などとなっている。

### 2. 生活保障賃金運動の将来方向

ルース助教授は「運動の将来方向は多様だが、大まかにいって三つある。地域組織の10~20%は組合の組織化、15%が州の最低賃金引き上げ、残りの多数は生活賃金条例の周辺自治体への波及」としている。特に、「生活賃金運動が既存の労働者組織をさらに強めると同時に、新しい労働者組織を生み出した。新しい経済政策を求めるロスアンゼルス連合、持続可能な発展をめざすイーストベイ連合、持続可能な発展をめざすミルウォーキー連合などは、労働者の権利を支援する組織であり、コミュニティの経済再構築に向けたオルタナティブなビジョンを掲げて運動をしている」ことを強調している。大変関心のあるテーマだったが、具体的に知ることはできなかった。

## 最後に——この教訓を日本の運動にどう生かすか

生活保障賃金運動は、日本と歴史や制度が違って「最低賃金、パート、公契約」の運動にとどまらず、日本の労働運動にとって参考になる。私たちがあらゆる団体とともに、生活保護基準以下の労働者と国民をなくし、地域経済の振興・再生をめざす「地域共同」を作り、成果を上げ、運動を通して社会的な信頼を得て、組織化に結びつけていく方向を示唆している。特に、この運動を全国一律最低賃金制と国民生活最低保障の確立、日本経済の再生としっかり結びつけた運動にしていくことが大切である。

(おおき ひさし・全労連副議長)